

鎌ヶ谷市手数料条例

別表第1の3（第2条関係）

種類	区分		単位	金額	
都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する認定手数料」という。）	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合	一戸建ての住宅	1件につき	5,000円	
		共同住宅等	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	10,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	20,000円
	非住宅建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	10,000円	
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	16,000円	
その他の	一戸建誘導仕	建築物の延べ面積が	1件	17,000円	

場合	ての住宅	様基準による場合	200平方メートル未満のもの	につき		
			建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	19,000円	
		その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき	34,000円	
			建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	37,000円	
		共同住宅等	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	32,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	56,000円
	その他の場合		建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	67,000円	
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	112,000円	
	非住宅建築物	モデル建築物基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	85,000円	
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	108,000円	
		その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	221,000円	
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	277,000円	

<p>法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する認定手数料</p>		<p>1件につき 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する認定手数料の金額の区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
--	--	--

(摘要)

- 1 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この摘要において「省令」という。）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。
- 2 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。
- 3 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 4 複合建築物に係る法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する認定手数料の額は、当該建築物について摘要の3の規定により算定した低炭素建築物等計画認定申請手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する手数料の額又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する手数料の額は、それぞれこの表又は摘要の3若しくは4に定める額に、別表第1の計画通知手数料の項、建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査に掲げる各区分に応じた額を加算した額とする。